

横浜地方合同庁舎(仮称)整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第3回・その2)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
1	特定資料⑧			【特定資料4-3既存図】	横浜税関分関庁舎の既存図ですが、杭の図面に関して不鮮明で数量等が把握できません。数量等が把握できる鮮明な資料を配布頂くか、資料がない場合、杭数量をご指示頂けないでしょうか。数量等ご指示頂けない場合は既存杭の撤去を見積り除外しても宜しいでしょうか。	横浜税関分関の杭については鮮明な資料は現存していません。杭数量は、遠心力コンクリート杭(RC杭)、径300φ、長さ5m、本数220本を想定しています。
2	入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)	13		No. 135	資料1-3 5頁に「独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務」とありますが、本事業における維持管理の対象となる独自に導入する特殊機器とは、本事業にて整備する、別添資料2-1のPFI事業内に区分され、別添資料4-8-2の整備区分にて「PFI事業内に○印が付いた機器」が対象という認識でよろしいでしょうか。	「独自に導入する特殊機器に係る定期点検等及び保守業務」の維持管理の対象は、【別添資料2-1】「本事業の業務内容及び事業区分」1.(2).d.(e)に示すとおりであり、「特殊実験室空調設備」、「排水処理設備(中和・重金属処理)」、「実験機器設備(プレハブ冷蔵・冷凍庫ユニット含む)」及び「横浜検疫所の専用エレベーター(小荷物専用昇降機を含む)」です。また、「特殊実験室空調設備」の対象室及び「実験機器設備(プレハブ冷蔵・冷凍庫ユニット含む)」の詳細は【別添資料4-8-2】「実験設備等一覧」によります。なお、【別添資料2-1】「本事業の業務内容及び事業区分」は、一部訂正します。詳細については、「入札説明書・同添付資料等の訂正表(第3回)」をご参照ください。
3	その他	資料2第4章第3節 P1. 4-3 表4-1		官用自転車置場について	官用自転車置場の面積は47㎡とあります。片や別添資料4-3 2頁の官用自転車として必要な台数は51台です。51台分の自転車を確保しようとするれば、自転車置場だけで通路を含めなくても面積が47㎡をオーバーしますし、ましてや通路も官用車自転車置場に含めれば、47㎡をかなりオーバーします。この場合、自転車の台数ではなく床面積を優先すると考えて宜しいでしょうか。或いはもし台数を優先する場合、自転車置場とその通路も含めた面積をこちらで設定して宜しいでしょうか。	前段については、通路を含まない官用自転車置場の範囲に屋根を架けることを求めています。なお、要求の面積については第4章. 第5節. 1. (15)c. に示すとおり、省スペース化が可能であり、原文のとおりとします。後段については、【別添資料4-3】「車両台数一覧表」に示す台数が要求水準であることから、指定の台数を下回る提案は認めません。なお、通路を含めた面積を設定することについて、【資料-2】「業務要求水準書」第4章. 第3節. 1. (1)に示すとおり、官用自転車置場について上限面積を指定していないため、事業者の提案によります。
4	その他	別添資料4-2 P17		武道場の内装について	⑤横浜税関の武道場の内装仕上の欄は「ー」となっています。これは内装仕上げ無しと読めますが、実際には武道場に適した内装仕上げを見込む、ということで宜しいでしょうか。また、天井は「直天」とありますが、天井には適切な仕上げを施して宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。【別添資料4-2-6】「室別特記仕様書」22頁をご参照ください。後段については、ご理解のとおりです。天井に仕上げを施す場合は、「入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)」No. 108及びNo. 109の実有効高さを天井高さとしてください。
5	その他	別添資料4-8-1		ファイルメーターについて	各室で要求されるファイルメーターを書棚に入れて、その書棚をレイアウトしても各室に要求される床面積に納まらない場合、ファイルメーターではなく、各室の床面積を優先して宜しいでしょうか。	室の床面積、ファイルメーター共に要求水準を満たすよう計画してください。なお、【資料-2】「業務要求水準書」第4章. 第3節. 1. (3)に記載のとおり、国と計画案の協議が整った場合は、面積を変更する事ができます。ただし、ご指摘を踏まえ、【別添資料4-8-1】「備品等一覧」の横浜地方検察庁分室の『事務室⑰』、『倉庫②』の仕様、『書庫』、『物置』の書類サイズ、『倉庫③』、『倉庫④』のファイルメーターの数量、横浜保護観察所の『書庫(企画)』、『書庫(処遇)』のファイルメーターの数量を訂正します。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
6	その他	別添資料4-8-5 P114			⑮東京湾海上交通センターの屋外設備として、マイクロ波アンテナ(ODU)の記載がございますが、こちらの使用用途と姿図などの資料をいただけませんか？船との交信用と考えてよろしいのでしょうか。	前段については、使用用途は横浜第二地方合同庁舎のマイクロ波アンテナとの無線通信用です。なお、公表した資料以外のはありません。 後段については、船との交信用ではありません。
7	その他	別添資料4-10 P1,3	P-1 -23、 P-3 -18		「別添資料4-10 既存建物等解体撤去」1. (5)に埋蔵文化財の想定量が示されており、煉瓦混り残土70,000m ³ とあり、6. (5)に「1. (5)の埋蔵文化財の撤去量を想定し、積み込み・運搬費用、処分費等を事業費に見込むこと。」とありますが、撤去量を70,000m ³ よりも少なく想定しても宜しいのでしょうか。又は70,000m ³ 見込むのでしょうか。	『煉瓦混り残土』の想定量は、【資料-2】「業務要求水準書」第4章. 第4節. 3. (1)a. 【技術的事項】(d)の規定、埋蔵文化財の数量自体の不確実性などを踏まえた数量として示しています。 ご質問の『煉瓦混り残土70,000m ³ 』については、『煉瓦混り残土25,000m ³ 』に、また、『積み込み・運搬費用、処分費用等を事業費に見込むこと』については、『積み込み・運搬費用、処分費用を事業費に見込むこと』に訂正します。 【別添資料4-10】「既存建物等解体撤去」1. (5)に示す埋蔵文化財は、その調査後は、産業廃棄物として処分することを想定しており、同資料に示す数量に対して積み込み・運搬費用、処分費用を事業費に見込んでください。 ただし、土工事に伴う仮設、掘削及び埋め戻し等の費用、建設発生土の積み込み・運搬費用、処分費用は、必要と考えるものを事業者の提案により事業費に見込んでください。 なお、産業廃棄物として処分を行う想定埋蔵文化財を活用する提案を妨げるものではありません。
8	その他	別添資料4-10 P3	20		(6)「6. (5)の撤去費用は実際の発生数量との精算を行う。」とありますが、精算対象は本解体撤去工事に含める煉瓦混り残土のみでしょうか。煉瓦混り残土の撤去後、煉瓦混り残土の堆積よりも下の層で、本体工事の躯体構築に伴い発生する一般残土等の処分も煉瓦混り残土の70,000m ³ と差額精算して頂けるのでしょうか。	前段については、【別添資料4-10】「既存建物等解体撤去」1. (5)の表中に示す埋蔵文化財全ての『積み込み・運搬費用、処分費用』が『事業費の改定』の対象となります。 なお、ご質問箇所の『6. (5)の撤去費用は実際の発生数量との精算を行う。』については、『6. (5)の撤去費用は、実際の発生数量と差が生じた場合、国及び事業者が協議の上、事業費の改定を行うことができる。』に訂正します。 後段については、前段の訂正に続けて【別添資料4-10】「既存建物等解体撤去」6. (6)に以下の内容を追記するよう訂正します。 『埋蔵文化財の発生量が増減し、建設発生土の発生量に影響を与える場合は、それぞれ実際の発生量と【様式B-6-22】に記載の単価に基づき、協議を行う。』 ただし、以下については本項における『事業費の改定』の対象外としますので、ご注意ください。 ・土工事に伴う仮設、掘削及び埋め戻し等の費用の改定 ・埋蔵文化財の発生量の変動に起因しない、建設発生土に係る事業費の改定 ・【様式B-6-22】I. 及びIV. 備考欄に記載する単価の改定 なお、【資料-4】「提出書類の記載要領」及び【様式B-6-22】を訂正します。「入札説明書・同添付資料等の訂正表(第3回)」をご参照ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
9	その他	参考資料 4-11 P1	P-1-2		「※以下に各部、各室の参考仕上を示す。」とありますが、「参考仕上」であれば仕様変更をしても宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。仕上に係る要求水準を満たす代表的な例を参考に示したものであり、関係する要求水準を満たす限りにおいて仕様変更は可能です。
10	その他	参考資料4-11 P2		仕上について	I. シャワー、脱衣室の床仕上・幅木は、耐水性などを考慮してビニル系としてもよろしいでしょうか。	No. 9の回答をご参照ください。なお、「ビニル系」という表現だけでは、可否の判断はできません。
11	その他	参考資料4-11 P2		仕上について	J-2. 休養室、仮眠室の床仕上・幅木は、耐水性などを考慮してビニル系としてもよろしいでしょうか。	No. 10の回答をご参照ください。加えて、【別添資料4-2-6】「室別特記仕様書」において具体的な規定を定めている室もあるため、ご注意ください。
12	その他	資料5	P-4-9		(2) 開札で「全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合、再度入札を行う。」とありますが、12月13日の開札後、再度入札は何日後に行う予定でしょうか。	現段階における具体の想定はありません。